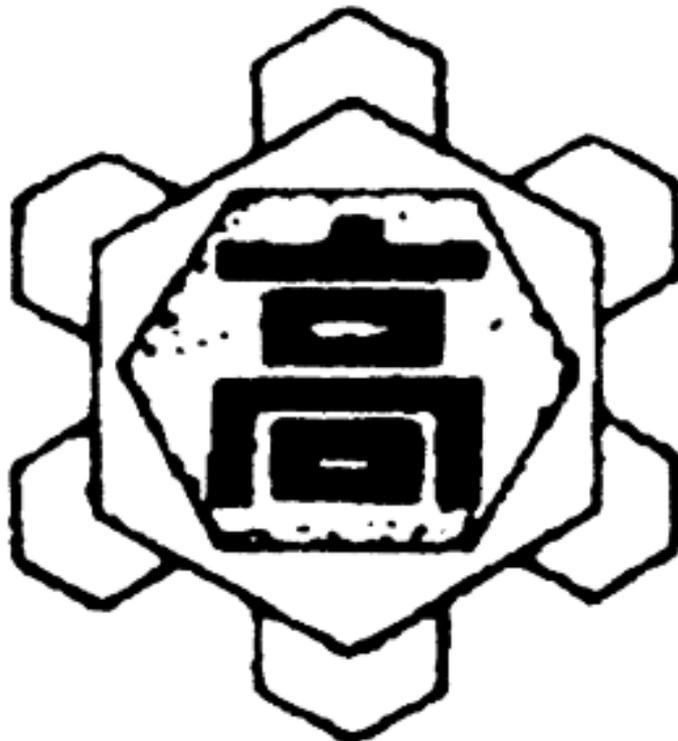


生徒手帳



大阪府立金剛高等学校

所在地	大阪府富田林市藤沢台2丁目1番1号
電話	(0721) 28-3811(代表)
F A X	(0721) 28-5450
U R L	https://www2.osaka-c.ed.jp/kongo/
E-mail	z-kongo@sbox.osaka-c.ed.jp

沿 革

昭和54年3月12日	大阪府議会において大阪府立第134高等学校(仮称)の建設予算の議決。大阪府教育委員会事務局高等学校等設立準備室において開校準備が開始される。
昭和54年6月4日	第1期建築工事請負契約の承認が議決される。
昭和55年1月1日	大阪府立金剛高等学校が設置され、開校準備室を大阪府立生野高等学校に置く。
昭和55年3月1日	第1期校舎棟工事竣工。
昭和55年4月1日	本校が開校し第1期生470名(10学級)が入学。
昭和56年3月4日	第2期校舎棟工事竣工。
昭和56年3月20日	プール新築工事竣工。
昭和56年3月30日	体育館竣工。
昭和57年2月17日	第3期校舎棟工事竣工。
昭和58年3月15日	第4期環境整備工事竣工。
平成元年11月18日	創立10周年記念式典挙行。
平成11年11月20日	創立20周年記念式典挙行。
平成14年9月9日	本館外壁改修工事竣工。
平成16年4月1日	普通科総合選択制に改編。
平成16年8月31日	普通科総合選択制への改編に伴う施設改修工事竣工。
平成18年3月31日	エレベータ棟新築工事工。
平成21年11月21日	創立30周年記念式典挙行。
平成21年12月21日	本館棟耐震補強工事竣工。
平成23年9月28日	体育館耐震補強工事竣工。

平成27年4月1日

大阪府立たまがわ高等支援学校の分教室
「共生推進教室」が設置される。

平成30年4月1日

普通科専門コース設置校に改編。

歴代の校長

初代	西田 博	昭和55年1月1日就任。
2代	石橋 一	昭和58年4月1日就任。
3代	児玉健朗	昭和61年4月1日就任。
4代	川崎 力	平成3年4月1日就任。
5代	村岡輝一	平成7年4月1日就任。
6代	北東敏徳	平成10年4月1日就任。
7代	山村安男	平成13年4月1日就任。
8代	泉富三男	平成17年4月1日就任。
9代	前比呂子	平成21年4月1日就任。
10代	檜本直之	平成24年4月1日就任。
11代	上本雅也	平成29年4月1日就任。
12代	榊井則子	令和3年4月1日就任。

校 章



富と発展を意味する富田林の市章に、研磨した金剛石の六角形を配し、中央に高を据え全休として六華の雪を象徴している。

金剛の峰に積む清浄潔白な雪と、剛にして叡知の光を放つ金剛石のごとく、高邁な理想のもと、互いに切磋琢磨、心身を練磨し、剛健にして誠実、礼儀正しい人格を培い、富田林の地に永遠に隆昌発展する校風の樹立を願ったものである。

校 訓

校訓として5綱領を定めて校風樹立の指針とする。

剛 健 誠 実
自 主 自 律 礼 節

教育のスローガン

強 い 金 剛

楽 し い 金 剛

夢 あ る 金 剛



教育の重点

1. 積極的な学習意欲の向上。
2. 礼節を重んじ、規律を守る。
3. 人権の尊重。

教育の方針

1. 生徒の学力を把握し、適切な学習指導により、基礎学力の充実と創造的思考力の育成を図る。
2. 自主・自律の精神を涵養し、規律と秩序を守る社会的資質を養成する。
3. しつけ教育を徹底し、礼儀を重んじ、愛と誠意に満ちた人格をつくる。
4. 心身を練磨し、強健な身体と不屈の精神を養う。
5. 個人の尊厳を重んじ、社会の一員としての自覚を高める。
6. 教師と生徒の心のふれ合いを深めるとともに、家庭、地域社会との連携を密にする。

校歌

作詞 西田 博

作曲 西田 奎一

1. い ま あ け そ む ー る ひん が し の
 2. れ ま し は け ー る ひん が し の
 3. 略 せ き よ う は け ー る ひん が し の
 4. せ き よ う は け ー る ひん が し の

こ く ん ご う か つ ら ぎ あ お ぎ み て
 え す い ご の か お ー る つ お や ま に
 の た ち ぞ み の り そ ら ー に は ば た ー け ー る
 力強く の ち ぞ み の り そ ら ー に は ば た ー け ー る
 1.2.3. ぼ こ ー ー (お) ど ろ

ら て さ か え あ れ ぼ こ ー ー (お)

こ ん ご う さ か ー え あ れ

- 一、いま明け初むる東の
 金剛・葛城仰ぎみて
 希望の空に羽ばたける
 剛健・誠実の若人ら
- 二、歴史は古き河内野の
 楠薫る津々山に
 高き理想をかかげつつ
 自主と自律の精神もて
- 三、不壊の金剛磨かずば
 叡知の光：らになし
 礼節人をつゝるべく
 われらに清き誇りあり
- 四、夕陽映ゆる茅渟の海
 永劫の火は赤く燃ゆ
 血潮はたぎつ若人ら
 母校金剛栄えあれ

JASRAC 出 1709278-701
http://www.jasrac.or.jp

大阪府立金剛高等学校 応援歌

♩=100 生き生きと

山本 一之 作詞
今泉 兼一 作曲

みどり ゆたかな つづやまに
われら むすびし ゆうじょうの
ともと かたりし せいしゅんの

われらの ゆめが はなひらく
きずなは かたく つながれり
みらいに われら いまたたん

われらすごせし としきは あせ となみだの せいしゅんふ Oh
われらであいし ひとびとの あつきころを わすれまじ Oh
とおくはなれし まなびやに われらのころ いまもあり Oh

Oh こんごー ファイト ファイト ファイト
Oh こんごー Jump Jump Jump
Oh こんごー プレー プレー

3. D.S.
プレー

プレー

生徒心得

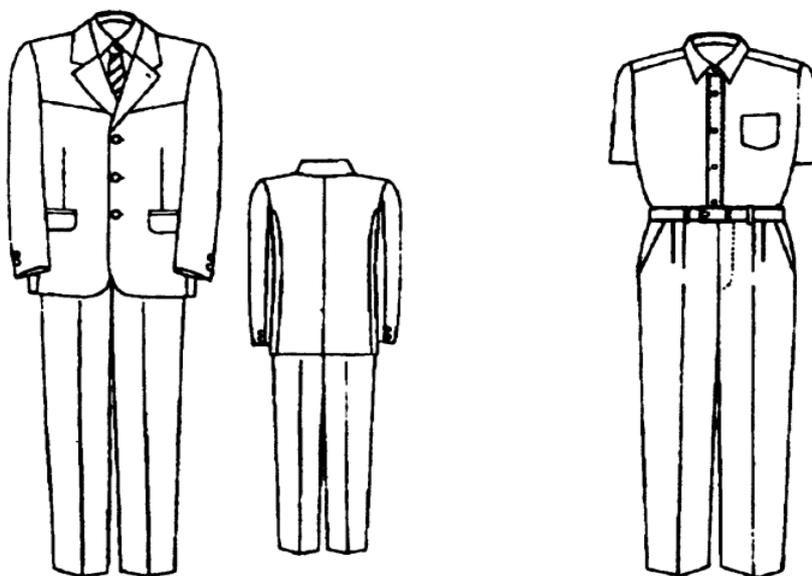
人格の完成をめざし、国家社会の有為な形成者として必要な資質を養うために充実した高校生活を送るには、自主自立の精神と生徒相互の協力により学習の場にふさわしい秩序ある学校にしなければならない。この実現には生徒ひとりひとりの不断の努力が必要である。そのための指針として、この生徒心得を守ること。

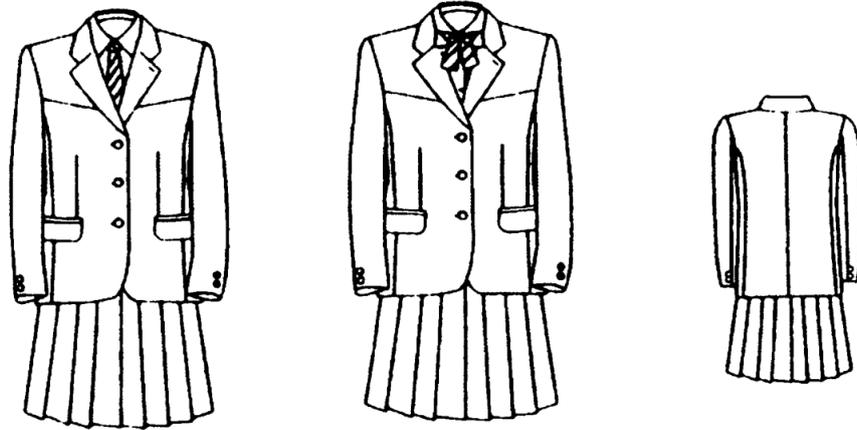
1 礼儀

- (1) 教職員に対して、又は生徒相互間においても礼を失することなく、自由闊達で明るい雰囲気醸成に努める。教職員に話をするときは敬語を用いる。
- (2) 校内、校外を問わず、粗暴、粗野、差別的な言葉は慎む。

2 服装等

- (1) 服装容儀は、生徒の教養・品位の現れであり、又生徒の行動を規制する。常に清潔にし、華美に流れず、生徒らしく端正にする。
- (2) 通学時及び学校生活における服装等を次のとおり定める。





上衣 … 学校指定のカッターシャツ、ブレザー、ベスト、セーター、カーディガンとする。

ネクタイ・リボン … 各2種類（色が2種類ずつ）のうちどれでも可。式・行事のときなど、指示されたときは着用する。スカート・ズボンはいずれでも可。

ズボン … 学校指定のストレートズボンとする。

スカート … 学校指定のもので、膝が隠れる程度の長さとする。

① 着用の仕方

(ア) カッターシャツを必ず着用すること。その上にセーター、ベスト、カーディガンを自由に着用してよい。

(イ) 防寒着を着用の際は、必ずブレザーの上から着ること。

② 装身具

ピアス、ペンダント、指輪、ネックレス等着用してはいけない。

③ 頭髪

他人に不潔感、不快感を与えないようにする。頭髪に負担のかかることはしてはいけない。

④ 化粧等

口紅，アイシャドウ，マスカラ，マニキュア，つけまつげ等はしてはいけない。

- (3) 登下校・外出には，靴を用いる。校舎内の上履きは，学校指定のものを用いる。
- (4) 上記で定められた服装以外の服装を必要とするときは事前に生活指導部の許可を必要とする。
- (5) 学校指定の衣類の改造は，禁止する。

3 通 学

登校時刻 午前 8 時 35 分までに登校する。

下校時刻 平日は午後 5 時までに下校する。

自転車通学は安全講習を受けた者に対して許可する。

自動車(4輪，2輪)・原付自転車での登校は禁止する。

通学時の自動車の送迎は，保護者のみ許可する。友人等による送迎は，指導の対象となる。

4 通学上の注意

- (1) 交通法規の厳守
- (2) 道路事情により自転車通学は非常に危険なので常に注意して乗車する。2人乗りは絶対にいけない。

5 校 時 表

予 鈴	8:35
朝 SHR	8:40 ~ 8:45
第 1 時 限	8:45 ~ 9:35
第 2 時 限	9:45 ~ 10:35
第 3 時 限	10:45 ~ 11:35
第 4 時 限	11:45 ~ 12:35
予 鈴	13:15
第 5 時 限	13:20 ~ 14:10
第 6 時 限	14:20 ~ 15:10
第 7 時 限	15:20 ~ 16:10
下 校	17:00

6 校 内 生 活

(1) 校 内 生 徒 の 心 得

学習の場にふさわしい雰囲気为学校にするために、礼儀を重んじ、規律を守り他人の迷惑になるような言動を慎み、公共物を大切にす。

(2) 所持品は、全て記名する。貴重品や必要以外の金銭、高校生にふさわしくない物品を持ってこない。

(3) 清 掃

常に校内の美化に留意し、清潔・整頓につとめる。清掃当番は割り当てられた場所を清掃し、必ず監督の先生の点検を受ける。

(4) 遺失物・紛失・盗難

校内で金品をなくしたり、拾ったり、盗難にあったときは生活指導部に届けて所定の用紙に必要事項を記入する。

盗難予防のため自教室以外には、みだりに出入りしない。

教室を移動するときは貴重品を必ず携行し、教室は施錠する。

自転車には鎖、錠前をつける。

ロッカーには、錠前をつける。

(5) ロッカーは3年間使用するものであるから大切に扱う。(シール等貼ってはいけない。)

(6) その他

- ① 授業と関係のないものの使用や動作音の発生は指導の対象となる。
- ② 食事は定められた時間、場所(食堂か教室)でとる。
- ③ 学校の内外を問わず、被害(恐喝、暴力、ゆすり等)にあったときは、速やかに生活指導部に届ける。
- ④ 施設、設備その他公共物を破損したときはクラス担任を通じて生活指導部に届ける。その際、実費弁償を原則とする。
- ⑤ 校内で集会を持つときは、学校の許可が必要である。10日前に生徒会部に申し出ること。

7 懲戒

(1) 本校の生徒懲戒規定に違反し、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者については懲戒を加えることがある。

(2) 下記の場合は前項に該当する。

① 考査不正行為

考査に際して不正行為をしたとき。

② 飲酒・喫煙

飲酒又は喫煙をしたとき(同席や用具等所持も含む)。

③ 窃盗

公共又は他人の物品を横領、窃取したとき(窃盗依頼、同行、盗品授受等も含む)。

④ 薬物

違法な薬物の所持・使用したとき。

⑤ 暴力行為

対人対物にかかわらず、いかなる暴力行為も認めない。またいじめやセクハラ等心的なストレスを与える行為、差別的な言動、対教師暴言、授業等学校生活を妨害する行為も同様とする。

⑥ 交通関係

無免許運転、免許取得の為の学校欠席、制服や体操服着用での原付・自動車・電動キックボード等の乗車による通学（クラブ活動、学校行事等を含む）、保護者以外の運転する車両で登校したとき。

⑦ 情報機器

盗撮や不適切なデータの所持、SNS上での不適切行為（誹謗中傷、違法アップロード等）が発覚したとき。

⑧ その他

本校生徒として生徒の本分に反する行為があったとき。

遅刻の留意事項

- ◆ 遅刻をした場合は生活指導室に遅刻届を取りに行き、担任あるいは教科担当の先生の許可を得て入室する。

- ◆ 休み時間に遅刻してきた場合も必ず遅刻届を取って次の時間の教科担当の先生に手渡す。

- ◆ 1時間目に間にあわないような遅刻の場合は、担任に電話などで連絡する。

- ◆ 前もって通院などで遅刻することがわかっている場合は、保護者の人に生徒手帳の連絡欄にその理由を書いてもらって、遅刻届を取りに来た際に提示する。

- ◆ 遅刻届を取る際、通院の場合は、必ず病院の領収書等日付けの確認のできるものも提示する。

教 務 関 係

Ⅰ 出欠等の取扱い

(1) 欠 席

① 欠席の場合は、電話等によって始業前に保護者から学校に連絡してもらおうこと。欠席が7日以上にわたるときは、保護者からの理由書（病欠のときは必要に応じて診断書）を提出しなければならない。

② 家族等が亡くなった場合には、その旨届け出て、次の日数内は忌引きにすることができる。

1親等（父母）	5日
2親等（祖父母，兄弟姉妹）	3日
3親等（叔・伯父母等）	1日

③ 感染症にかかっている，又はかかっている疑いのある場合には，登校を見合わせ，その旨届け出る。その場合，医師の診断書（又は意見書）を提出しなければならない。

④ 大学受験，就職試験，公式試合等で欠席する場合は，あらかじめ申し出ること。

(2) 遅 刻

午前8時40分に遅れて出席したときは，その日の遅刻となり，生活指導部に届け担任又は授業担当者に届けを提出すること。

(3) 早 退

早退する場合は，必ずクラス担任及び生活指導部に届けを提出すること。

2 台風等で特別警報・暴風警報が

発表された場合について

特別警報・暴風警報が発表されている間は登校禁止となり、授業を含めた全ての活動ができない。詳しくは下記の通りとする。

対象地域は南河内（富田林，大阪狭山，河南，太子，千早赤阪，河内長野，羽曳野，藤井寺，松原）と堺市とする。ただし，対象地域以外に居住している生徒は，居住地に特別警報・暴風警報が発表されている間は自宅待機とする。（欠席扱いにはしない）

(1) 午前7時現在で，

- ・ 特別警報・暴風警報が出ている場合は登校を見合わせる。

(2) 午前8時30分現在で，

- ・ 特別警報・暴風警報が解除の時，10:40 SHR，3限から授業とする。
- ・ 特別警報・暴風警報が継続中の時，そのまま自宅待機とする。

(3) 午前11時現在で，

- ・ 特別警報・暴風警報が解除の時，13:15 SHR，5限から授業とする。
- ・ 特別警報・暴風警報が継続中の時，臨時休校とする。

※ 考査中や行事日などは，この予定によらない場合もある。

※ 登校見合わせとなる際は，原則としてホームページ上で発表するとともに，さくら連絡網でも配信する。（電話で学校に問い合わせることはやめること）

※ 警報が解除されて登校する際には，安全に十分注意して登校すること。

3 定期考査について

- (1) 不正行為はもちろんのこと、私語・脇見などの疑いのかかる行為はしない。
- (2) 筆記用具のみ机上に用意し、机の中には一切、物を残さない。下敷・筆箱・ひざかけ等の使用を認めない。
- (3) 携帯電話などの通信機器は、電源を切ってカバンの中に入れておくこと。考査中に携帯電話等の画面を見た場合は、不正行為と見なす。
- (4) 考査終了のチャイムが鳴り始めると同時にやめる。考査終了まで特別の事情がない限り退席できない。

4 進級・卒業・単位の認定

- (1) 各教科・科目の成績が著しく不良又は出席時数が不足する場合は、その教科・科目の単位を認定しない。原則として学年末の欠課時数が規定をこえるときは、その科目を未履修とする。
- (2) 原則として出席すべき日数の3分の1以上欠席した場合、並びに、規定の単位数を修得できなかった場合は進級・卒業できない。

事務室取扱い事務について

1 事務室受付日時

平日 午前9時～午後4時

(土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く)

2 証明書等の発行

(1) 生徒証明書

毎年、年度初めに発行します。有効期間は3年間です。

(2) 在学証明書

交付願は事務室にありますので取りに来てください。必要事項を記入し、生徒本人が生徒証明書を提示して、事務室に提出してください。

午前中の受付分は当日の放課後に、午後からの受付分は翌日に発行します。

(3) 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)

生徒が取扱要領に定められた目的のため、旅客鉄道株式会社(JR各社)を利用して、100kmを超える区間を乗車する際に発行します。交付願は事務室にありますので取りに来てください。必要事項を記入し、担任・生活指導部等の印をもらい、生徒本人が生徒証明書を提示して、事務室に提出してください。

午前中の受付分は当日の放課後に、午後からの受付分は翌日に発行します。

※ 他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

3 各種届・願

各種届・願の用紙は事務室にあります。

必要事項を記入し、担任・生活指導部等の印をもらい、事務室に提出してください。

- (1) 生徒・保護者の住所、氏名等に変更が生じたときは、変更届を提出してください。
- (2) 通学経路・方法に変更を生じたときは、変更願を提出してください。
- (3) 生徒証明書を紛失・破損したときは速やかに届け出て再発行願を提出してください。

4 その他

学校徴収金等についてわからないことがあれば、学校事務室までお問い合わせください。

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 この会は、大阪府立金剛高等学校生徒会（以下本会という）という。

第2章 目 的

第2条 本会は、学校の指導の下に、会員の自主的精神の向上と、相互の協力による学校生活の充実をはかることを目的とする。

第3章 活動の方針

第3条 本会の運営全般に関しては生徒会顧問の指導に基づいて、その活動を実施するものとする。なお、第2条の目的を達するため、本会は特定の政党、団体、宗教等の活動に関与してはならない。

第4章 会 員

第4条 本会会員は、大阪府立金剛高等学校生徒とする。
2 会員は、本会則を守り、本会の目的達成のために努力する義務を負う。

第5章 役 員

第7条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 書 記 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 学 年 代 表 各 学 年 2 名

第8条 役員は、他の役員を兼ねることができない。

2 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 前期は1月1日より6月30日までとする。

(2) 後期は7月1日より12月31日までとする。

第6章 役員を選出

第10条 役員を選出方法は選挙制度とし、それに関する事務は、選挙管理委員会が行う。

2 役員選出規定については、別に規定を定める。

第12章 選挙管理委員会

第35条 選挙管理委員会は、本会の役員選挙に関する一切の活動を行う。

第13章 学級

第36条 学級は本会活動の基本単位であって会員はそれぞれ学級担任の指導助言のもとに自主的で積極的な活動を行う。

第37条 学級では次の委員を選出する。但し、その方法については学級で決定する。

- (1) 代議員 2名
- (2) 文化委員 2名
- (3) 保健委員 2名
- (4) 体育委員 2名
- (5) 会計委員 2名
- (6) 図書委員 2名
- (7) 選挙管理委員 2名

2 第1項の委員の任期は、4月1日より、9月30日まで(前期)と10月1日より翌年の3月31日まで(後期)の2期制とする。

第14章 部

第38条 本会は会員の心身の練磨，各種技能の向上のために部をおく。

第39条 部の設立及び廃止については別に規定を定める。設立された部は，部顧問及び文化部委員会又は体育部委員会の指導，監督に従わなければならない。

第15章 財政

第40条 本会の経費は会費，その他の収入をもってあてる。

第16章 生徒会顧問

第42条 本会に，生徒会顧問（以下顧問という）を置く。顧問は，本校教員をもってこれにあてる。

第43条 顧問は，本会のすべての活動に対して，適切な指導と助言を行う。

第17章 最終決定権

第44条 本会の一切の行事・活動に関する議決及び決定は，学校長の承認を得た後にその効力を発する。

2 学校長は，役員を認証する。

生徒会選挙規定

第1章 適用範囲

第1条 本規定は生徒会会則第5章に定める役員の選出に適用する。

第2章 選挙権及び被選挙権

第2条 会員は平等に選挙権，被選挙権を有する。

第3章 選挙管理委員会

第3条 5役の選挙に関する一切の事務を管理・執行するために選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は各学級より2名ずつ選出された委員により構成される。但し，欠員が生じた場合は，当該学級で直ちにその選出を行うものとする。

第5条 選挙管理委員会の任期は，4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条 選挙管理委員は委員長1名，副委員長1名を互選により選ぶ。

第7条 委員長は，委員会を代表してその事務を統轄する。なお，本規定の各項に該当しない事態がおきたときは委員会にはかり，生徒会顧問の許可を得てこれを処理することができる。

第8条 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときは職務を代行する。

第9条 選挙管理委員は立候補者推薦演説者になることはできない。

第10条 選挙管理委員会は生徒会顧問の指導・助言を受けて次の

任務にあたる。

- (1) 選挙告示
- (2) 立候補者の受付承認及び公示
- (3) 立会演説会の開催
- (4) 投票の管理及び開票
- (5) 選挙結果の告示
- (6) その他選挙に関する一切の事務

第4章 立候補

第11条 会員は全て、5役に立候補することができる。但し、3年生は前期選挙への立候補はできない。

第12条 立候補者は次の各項を守らなければならない。

- (1) 立候補者は選挙管理委員会が指定した期間に届け出て、その承認を得なければならない。但し、同一人物が2つ以上の役職に立候補することはできない。
- (2) 学級の各種委員が立候補し、当選したときは、その職を退かなければならない。但し、選挙管理委員は立候補した時点でその職を退かなければならない。

第5章 選挙運動

第13条 選挙運動は立候補者として公示された日から投票の前日まで、本会員のみ行うことができる。

第14条 選挙運動は、原則としてポスター掲と立会演説会に限る。

第15条 ポスターは選挙管理委員会の定める用紙・枚数について所定の手続きを行った後、許可を得て指定された場所においてのみ掲示することができる。なお、選挙終了後は、立候補者の責任において速やかに撤去しなければならない。

第6章 選挙

第16条 各役職への立候補が次の①・②となった場合、その役職については選挙を行う。

① 会長・副会長・書記・会計については2名以上の立候補者があった時

② 各学年代表については3名以上の立候補者があった時

第17条 選挙において有効票数が最も多かった立候補者を当選とし、当選した立候補者はその役職に就く。

第18条 選挙において有効票数が同数となった場合には、次の任期が始まるまでに改めて投票を行う。

第7章 信任投票

第19条 各役員への立候補者が定数以下となった場合、その役職については信任投票を行う。

第20条 信任投票において有効票数の過半数の信任で信任されたものとし、その役職に就く。

第21条 不信任となった立候補者は別の役職の補欠選挙に立候補することができる。その場合は改めて選挙を実施することとする。

生徒会部活動規定

第1章 目的

第1条 生徒会会則第14章に基づき学校教育活動の一環として行い、個性の開発や自主性、社会性の育成と、さらに健康増進や余暇の活用等を図り、学校生活への関心を高めることを目的として、その充実発展を図るためのものである。

第2章 役員

第2条 部は、各1名の部長、副部長及び会計を置く。

第3条 部長は、部を代表し、部員を統率する。

第4条 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 会計は、部内における会計責任をもつ。

第3章 入・退部

第6条 本校生徒会会員は、全て部への入部資格を有する。

第7条 入・退部は事前に部顧問・担任・保護者とよく相談し、入・退部届けを生徒会部・部顧問・担任に提出する。

第4章 部の成立条件

第9条 新しく部を設立しようとするときは、同好会よりの昇格とする。
その条件は第10章第28条に明記。

第6章 部 財政

第14条 ① 各部は、生徒会費より部援助金が活動状況に応じて公平に支給される。

② 部長は、部援助金の支出明細書を、その年度末に顧問の承認を得て、生徒会執行委員会に提出し、その承認を得なければならない。

第15条 ① 会計は、部顧問の指導のもとに部員の了解を得て、一定の部費を徴収することができる。

② 会計は、徴収された部費の収支明細書を、その年度末に部顧問に提出し、その承認を得る。

第7章 部 顧 問

第16条 部活動には、必ず顧問を必要とし本校教員をもってこれにあてる。

第17条 対外活動について部顧問の付添いを必要とする。

第10章 同 好 会

第23条 同好会の目的は生徒会部活動規定第1条に準ずる。

第24条 本校生徒会会員は、全ての同好会に対して入・退会の権利を有する。

第25条 同好会設立条件として、以下のことを定める。

- (1) 第1条の目的に合致した内容のものであること。
- (2) 本校の施設・設備・用具等の使用範囲内とし、又経費の点でも実施可能見込みのあるもの。
- (3) 会員は代表者1名を含む5名以上とする。代表者は会を代表し活動全般を統率する。
- (4) 同好会顧問は本校の教員とし、必ず1名以上を必要とする。
- (5) 保健安全管理面において問題のないこと。

第26条 新しく同好会を設立しようとするときは、「設立要請書」を2通作成の上、4月1日から10月30日までに発起人代表が

生徒会執行部に提出する。その後、執行部「同好会の成立条件」に関して検討し、部顧問会議で意見を聞き、職員会議で了承を得なければならない。

(設立要請書)

- (1) 好会の名称と目的
- (2) 同好会の年間行事予定
- (3) 同好会に必要な施設及び備品
- (4) 発起人代表名及び5名以上の発起人の署名
- (5) 予定顧問教員名

第27条 同好会活動については第10条に準ずる。但し、上層団体(高体連等)への加入は、認められない。又、対外活動合宿は許可できない。生徒会予算もおりない。

第28条 同好会から部への昇格を希望する場合は、1年間の活動後、生徒会に部昇格願を提出し、部長会議・部顧問会議で検討し、職員会議の了承を受けて、学校長の承認を得なければならない。又、その時点で3年生を除く全部員が10名以上であること。

図書館規定

1 開館及び休館

- (1) 開館日は、指定日とする。但し、臨時に変更することがある。
- (2) 利用時間は昼休みと放課後5時までとする。但し、臨時に変更することがある。
- (3) 長期休暇中の開館日時は、その都度指定する。
- (4) 授業時間中は付添教員の指導のもとに利用する。

2 館内閲覧

- (1) 閲覧方式は、開架式とする。
- (2) 入館の際は、館内には筆記用具、ノート、教科書以外は持ち込まないこと。
- (3) 本をさわる前に手を洗うこと。
- (4) 館内では、私語を慎み、他人に迷惑になる行為はしてはいけない。又館内での飲食、携帯電話の使用はかたく禁ずる。
- (5) 館内では図書は勿論のこと、備品類も大切に扱い、紛失破損のないよう細心の注意をはらうこと。
- (6) 読み終わった図書は、必ずもとの位置に返却すること。
- (7) 退室するときは、椅子を机の下に入れること。
- (8) 上記の諸事項に反した者、及びその他、閲覧中不都合な行為のあった場合は退室を命ずることがある。

3 館外貸出

- (1) 図書を借り出す場合は、係の先生又は図書委員に申し出て貸出し手続きを行ってから借り出すこと。
- (2) 借り出しは、1人5冊までとし、期間は2週間以内とする。但し、休暇

中は別に定める。

- (3) 辞書類，禁帯出の図書及び雑誌類は原則として館外貸出しはしない。
- (4) 返却の際は図書室の返却箱へ入れること。
- (5) 閲覧中の図書を紛失したり，甚だしく汚損した場合は，弁償することを原則とする。

※ 図書館利用の際は制服着用のこと。

諸届願と手続き

種 別	書 類	扱 い 順 序
早退・外出願	職員室	本人→担任→生指
公欠願	学習指導部	本人→関係教員→担任→本人(前日まで) →担任(翌日)
転退学願 休復学願	学習指導部	保護者→担任→学年主任→学指部長 →事務室→教頭→校長
自転車通学願	生活指導部	保護者→担任→生指
異装願	生活指導部	保護者→担任→生指
遺失物, 紛失, 拾得盗難届	生活指導部	本人→生指
器物破損届	生活指導部	本人→担任→生指→事務室
下校延長許可願	生徒会部	部長→顧問→生徒会部→教頭 →校長(3日前までに提出)
生徒会部入退部届	生徒会部	保護者→顧問→担任→本人→担任 →生徒会部
掲示・ビラ	生徒会部	部・クラス→関係教員→生徒会部→教頭 →校長(3日前までに提出)
集会許可願	生徒会部	関係教員→生徒会部→教頭 →校長(10日前までに提出)
学割証発行願	事務室	保護者→担任→生指→事務室
住所・氏名・ 通学方法変更届	事務室	保護者→担任→学指→生指→事務室
在学・通学証明書	事務室	本人→事務室
生徒証明書再交付願	事務室	保護者→担任→生指→事務室